

中華人民共和國商標法改正対照表

2010年3月1日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國商標法改正对照表
(条文中黒字部分が改正内容)

現行商標法	商標法改正稿	備考
第一章総則	第一章総則	
第一条	第一条	
商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質保証を促進し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。	商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者による商品と役務の品質保証を促進し、商標の信用を維持し保護し、 商標に関する知的財産権戦略を実施 することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展の促進、 イノベーション型国家の建設 を目的としてこの法律を制定する。	改正
第二条	第二条	
国务院工商行政管理部门商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。 国务院工商行政管理部门は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係わる事項の処理について責任を負う。	国务院工商行政管理部门商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。 国务院工商行政管理部门 商標評審委員会 は、 商標審判に係る事項の処理について責任 を負う。 県クラス以上の工商行政管理部门は、本行政区画内の商標管理業務について責任を負う。	改正
第三条	第三条	
商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標、及び証明商標とからなる。商標登録権者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。 この法律にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標識のことを言う。 この法律でいう証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の	商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標、及び証明商標とからなる。商標登録権者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。 この法律にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標識のことを言う。 この法律でいう証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の	保留

<p>原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標識をいう。</p> <p>団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は国務院工商行政管理部門により規定される。</p>	<p>原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標識をいう。</p> <p>団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は国務院工商行政管理部門により規定される。</p>	
<p>第四条</p>	<p>第四条</p>	
<p>自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品の商標登録を出願しなければならない。</p> <p>自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>この法律の商品商標に関する規定は役務商標に適用する。</p>	<p>自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品の商標登録を出願しなければならない。</p> <p>自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>この法律の商品商標に関する規定は役務商標に適用する。</p>	<p>保留</p>
<p>第五条</p>	<p>第五条</p>	
<p>二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で同商標権を享有、行使することができる。</p>	<p>二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で同商標権を享有、行使することができる。</p>	<p>保留</p>
<p>第六条</p>	<p>第六条</p>	
<p>国が登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。</p>	<p>国が登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。</p>	<p>保留</p>
<p>第七条</p>	<p>第七条</p>	
<p>商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は、商標管理によって消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。</p>	<p>商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は、商標管理によって消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。</p>	<p>保留</p>
<p>第八条</p>	<p>第八条</p>	
<p>自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるあらゆる視覚的標識（文字、図形、アルファベット、数字、立体標識及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。</p>	<p>自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるあらゆる視覚的表示（文字、図形、アルファベット、数字、立体標識及び色彩、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。</p>	<p>改正</p>

	商標局は適切な時期において、音声、匂い、動態などの商標の登録出願を受理することができる。具体的な登録方法は、国务院工商行政管理部门が別途制定する。	
第九条	第九条	
<p>登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人が先に取得した合法的権利と抵触してはならない。</p> <p>商標の登録者は「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。</p>	<p>登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人が先に取得した合法的権利と抵触してはならない。</p> <p>商標の登録出願及び使用に当たって、誠実信用の原則に従わなければならない。</p> <p>商標の登録者は「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。</p>	改正
第十条	第十条	
<p>次に掲げる標識は、商標として使用してはならない。</p> <p>(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は類似したもの及び中央国家機関所在地の特定地名又は標識性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は近似したもの。但し、当該国政府の承諾を得ている場合は除く。</p> <p>(三) 政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一又は近似するもの。但し、同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合は除く。</p> <p>(四) 管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標識、又は検査印と同一又は近似したもの。但し、授權されている場合は除く。</p> <p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標識と同一又は近似するもの。</p> <p>(六) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>(七) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。</p> <p>(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。</p> <p>県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合は除く。既に</p>	<p>次に掲げる標識は、商標として使用してはならない。</p> <p>(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は近似するもの、及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標識性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は近似するもの。但し、当該国政府の承諾を得ている場合は除く。</p> <p>(三) 政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一又は近似するもの。但し、同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合は除く。</p> <p>(四) 管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標識、又は検査印と同一又は近似したもの。但し、授權されている場合は除く。</p> <p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標識と同一又は近似するもの。</p> <p>(六) 民族、人種差別の性質を帯びたもの。</p> <p>(七) 公衆に商品又は役務の品質などの特徴、又は産地について容易に誤認を生じさせるもの。</p> <p>(八) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。</p> <p>(九) 社会主義の道德・風習を害し、又はその他の公序良俗に反するもの。</p> <p>前項(四)号に掲げる政府の標識と検査印</p>	改正

<p>地名を利用した登録済み商標は、引き続き有効とする。</p>	<p>については商標局が登録及び公告を行う。 県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別な意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合は除く。既に地名を使用した登録済み商標は、引き続き有効とする。</p>	
<p>第十一条</p>	<p>第十一条</p>	
<p>以下に掲げる標識は、商標として登録することができない。 (一) その商品の一般名称、図形、型番のみを有するもの (二) 商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの (三) 顕著な特徴に欠けるもの 前項に掲げる標識が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。</p>	<p>以下に掲げる標識は、商標として登録してはならない。 (一) その商品の一般名称、図形、型番のみを有するもの (二) 商品の品質、主要原材料、機能、用途、産地、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの (三) 顕著な特徴に欠けるもの 前項に掲げる標識が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別されるようになった場合には、商標として登録することができる。</p>	<p>改正</p>
<p>第十二条</p>	<p>第十二条</p>	
<p>立体標識をもって商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。</p>	<p>立体標識をもって商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。</p>	<p>保留</p>
<p>第十三条</p>	<p>第十三条</p>	
<p>同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同馳名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録とその使用を禁止する。 同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同馳名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録とその使用を禁止する。</p>	<p>出願又は使用する商標は、他人の同一種別或いは類似する商品において馳名である未登録商標と同一又は近似し、容易に混同を生じさせる場合には、登録をしてはならず、かつその使用を禁止する。 出願又は使用する商標は、同一でない又は類似しない商品において馳名な他人の登録商標と同一又は近似し、公衆を誤認させ、馳名商標の顕著性或いは名声を不正に利用する、若しくは損なうおそれのある場合には、登録をしてはならず、かつその使用を禁止する。</p>	<p>改正</p>

第十四条	第十四条	
<p>馳名商標の認定には、以下の要素を備えなければならない。</p> <p>(一) 関連公衆の当該商標に対する認知度</p> <p>(二) 当該商標の持続的な使用期間</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲</p> <p>(四) 当該商標の馳名商標としての保護記録</p> <p>(五) 当該商標の馳名であることのその他の要因</p>	<p>馳名商標とは、中国で関連公衆に広く知られ、かつ高い名声を有する商標のことを言う。</p> <p>馳名商標は、商標登録、商標審判、商標管理など商標関連行政案件及び商標関連民事紛争案件において、当事者の請求に基づいて認定しなければならない。認定に当たっては、以下の要素を考慮しなければならない。</p> <p>(一) 関連公衆の当該商標に対する認知度</p> <p>(二) 当該商標の持続的な使用期間</p> <p>(三) 当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲</p> <p>(四) 当該商標の馳名商標として保護記録</p> <p>(五) 当該商標の馳名であることのその他の要因</p>	改正
第十五条	第十五条	
<p>授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、また被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。</p>	<p>授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、また被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。</p>	保留
第十六条	第十六条	
<p>地理的表示を含めた商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく公衆を誤認させる場合、その登録とその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。</p> <p>前項にいう地理的表示とは、商品がその地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p>	<p>地理的表示を含めた商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく公衆を誤認させる場合、その登録とその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。</p> <p>前項にいう地理的表示とは、商品がその地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものの表示をいう。</p> <p>地理的表示の専用権を取得する必要がある場合は、団体商標又は証明商標として登録出願をしなければならない。</p>	条例の昇格
第十七条	第十七条	

<p>外国人又は外国企業が中国に商標登録を出願する場合、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め、又は相互に加盟する国際条約、或いは相互主義の原則によって手続きを行うものとする。</p>	<p>外国人又は外国企業が中国に商標登録を出願する場合、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め、又は相互に加盟する国際条約、或いは相互主義の原則によって手続きを行うものとする。</p> <p>商標の国際登録については、我が国が加盟する関連の国際条約に準拠して取り扱う。具体的な方法は国务院工商行政管理部门が規定する。</p>	<p>条例の昇格</p>
<p>第十八条</p>	<p>第十八条</p>	
<p>外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願し又はその他の商標事務を行う場合、国が認可した商標代理資格を有する代理組織に委託しなければならない。</p>	<p>商標登録出願又はその他の商標事務を行う場合、直接に手続きを行うか、或いは国が認可した商標代理資格を有する組織に委託することができる。</p> <p>外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願し又はその他の商標関連事項を行う場合、国が認可した商標代理資格を有する代理組織に委託しなければならない。</p> <p>商標代理組織は法律や行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標事務を行わなければならない、被代理人の利益を損なってはならない。</p> <p>各クラスの工商行政管理部门は商標代理行為に対する監督管理を強化しなければならない。商標代理に関する具体的な管理方法は国务院が別途規定するものとする。</p>	<p>改正</p>
<p>第二章 商標登録の出願</p>	<p>第二章 商標登録の出願</p>	
<p>第十九条</p>	<p>第十九条</p>	
<p>商標登録を出願する場合は、所定の商品分類表に基づき商標が使用される商品類別及び商品名を記入・申告しなければならない。</p>	<p>商標登録を出願する場合は、所定の商品分類表に基づき商標が使用される商品類別及び商品名を記入・申告しなければならない。</p>	<p>保留</p>
<p>第二十条</p>	<p>第二十条</p>	
<p>商標登録出願人は異なる類別の商品について同一の商標登録を出願する場合には、商品分類表に従い登録出願をしなければならない。</p>	<p>商標登録出願人は異なる類別の商品について同一の商標登録を出願する場合には、商品分類表に従い登録出願を提出しなければならない。</p> <p>商標局は適切な時期において、一件の出願において複数の商品類別における同一商標の登録出願を受理することができる。具体的な受理方法及び出願の分割など付随する制</p>	<p>1項新規追加</p>

	度は、国务院工商行政管理部门が別途制定する。	
第二十一条	第二十一条	
登録商標を同一区分のその他の商品に使用する必要がある場合には、別に登録出願を提出しなければならない。	登録商標を許可された使用範囲以外の商品に使用する必要がある場合には、別に登録出願を提出しなければならない。	改正
第二十二条	第二十二条	
登録商標がその標識を変更する必要がある場合には、改めて登録出願を提出しなければならない。	登録商標がその標識を変更する必要がある場合には、改めて登録出願を提出しなければならない。	保留
	第二十三条	
商標登録出願などの関連書類は、タイプ打ち又は印刷しなければならない。	商標登録出願などの関連書類は、書面、電子方式又は商標局が定めたその他の方式により提出することができる。書面方式で提出する場合には、タイプ打ち又は印刷しなければならない。	条例の昇格
	第二十四条	
商標登録の出願日は商標局が出願書類を受け取った日を基準とする。	商標登録の出願日は商標局が出願書類を受け取った日を基準とする。 電子方式により商標登録出願を提出する場合の商標登録の出願日は、提出が成功した電子願書を商標局が受け取った日を基準とする。	条例の昇格
	第二十五条	
	商標登録出願又はその他の商標事務を行う場合、商標局による決定が下される前に、出願人はその申請の取下げを請求することができる。 出願人は、提出した取下げ請求を撤回することはできない。	新規追加
第二十四条	第二十六条	
商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した取決め又は共同で加盟している国際条約、若しくは優先権の相互承認原則に従って、優先権を享	商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した取決め又は共同で加盟している国際条約、若しくは優先権の相互承認原則に従って、優先権を享	改正

<p>受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張する場合には、商標登録の出願時に書面声明を提出し、かつ3月以内に最初に提出した商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。書面声明の提出がなく又は期限が経過しても商標登録出願書類の副本を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>受することができる。</p> <p>前項の規定により優先権を主張する場合には、商標登録の出願時に書面声明を提出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した商標登録出願の証明書類を提出しなければならない。書面声明の提出がなく又は期限が経過しても商標登録出願の証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。</p>	
第二十五条	第二十七条	
<p>その商標が、中国政府の主権又は承認した国際展示会に出展した商品に初めて使用される場合には、同商品の出展日から6ヶ月以内に、同商標出願人は優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定に基づいた優先権を主張する場合には、商標登録の出願時に書面声明を提出し、かつその商品が出展された展示会の名称、出展対象商品に同商標が使用された証拠、出展期日などについての証明書類を3ヶ月以内に提出しなければならない。書面主張を提出していない、若しくは期限が経過しても証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>その商標が、中国政府の主権又は承認した国際展示会に出展した商品に初めて使用される場合には、同商品の出展日から6ヶ月以内に、同商標出願人は優先権を享受することができる。</p> <p>前項の規定に基づいた優先権を主張する場合には、商標登録の出願時に書面声明を提出し、かつその商品が出展された展示会の名称、出展対象商品に同商標が使用された証拠、出展期日などについての証明書類を3ヶ月以内に提出しなければならない。書面主張を提出していない、若しくは期限が経過しても証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。</p>	保留
第二十六条	第二十八条	
<p>商標登録出願のための申告事項及び提供資料は、真実、正確、完全なものでなければならない。</p>	<p>商標登録出願又はその他の商標事務の手續のための申告事項及び提供資料は、真実、正確、完全なものでなければならない。</p>	改正
第三章 商標登録の審査及び認可	第三章 商標登録の審査及び認可	
第二十七条	第二十九条	
<p>登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たすときは、商標局は初歩審定の決定を行い公告する。</p>	<p>登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たす場合、商標局は初歩審定を行い公告する。</p> <p>商標局は、商標登録出願の内容を修正可能と認めた場合、出願人に「審査意見書」を発行し、これを受け取った日から30日以内に修正させるものとする。</p>	改正
第二十八条	第三十条	

<p>登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録されているか又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。</p> <p>出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受け取った日から15日以内に、商標評審委員会に審判を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。</p>	<p>登録出願に係る商標が、全部又は一部の商品において以下に掲げる状況に該当する場合には、商標局は出願を拒絶するか、若しくは一部拒絶し、公告をしないものとする。商標局は書面又は電子方式で商標登録出願人に通知しなければならない。</p> <p>(一) 他人の同一種別の商品又は類似する商品において既に登録されている、若しくは初歩審定を受けた商標と同一又は近似するもの。</p> <p>(二) この法律のその他の関連規定に合致しないもの。</p>	改正
第二十九条	第三十一条	
<p>2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一種別の商品又は類似の商品について、同一又は近似する商標登録出願をした場合には、先に出願された商標について初歩審定を行い公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩審定し公告し、他方の出願は拒絶し公告しない。</p> <p>出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受け取った日から15日以内に、商標評審委員会に審判を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。</p>	<p>2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一種別の商品又は類似の商品について、同一又は近似する商標登録出願をした場合には、先に出願された商標について初歩審定を行い公告するものとし、同日に出願している場合には、先に使用された商標について初歩審定を行い公告し、他方の出願を拒絶し公告しない。商標局は書面又は電子方式で商標登録出願人に通知しなければならない。</p>	改正
第三十条	第三十二条	
<p>初歩審定を受けた商標は、公告日から起算する3ヵ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。</p>	<p>初歩審定を受けた商標は、公告日から起算する3ヶ月の期間が満了になっても異議申立てがなく、若しくは異議不成立の裁定が下された場合には、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。</p>	改正
第三十条	第三十三条	

商標登録の出願においては、先に存在する他人の権利を損なってはならず、また他人が既に使用しており、かつ一定の影響を持つ商標を不正な手段により抜け駆け登録をしてはならない。	商標登録の出願においては、先に存在する他人の権利を損なってはならず、また他人が既に使用しており、かつ一定の影響を持つ商標を不正な手段により抜け駆け登録をしてはならない。	保留
	第三十四条	
	出願に係る商標が、同一又は類似する商品において他人が中国で先に使用している商標と同一又は近似しており、出願人が当該他人との間に契約や業務上の取引、地域的關係又はその他の関係があることから、当該他人の商標の存在を明らかに知っている場合には、登録を許可しない。 出願に係る商標が、同一でない又は類似しない商品において他人が有する高い顕著性を有し、かつ一定の影響を持つ登録商標を盗用し、容易に公衆を誤認させる場合には、登録を許可しない。	新規追加
第三十五条	第三十五条	
商標登録出願と商標審判請求は、直ちに審査しなければならない。	商標登録出願及び商標 審判 申請については、直ちに審査しなければならない。	改正
第三十六条	第三十六条	
商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。 前項でいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容に係るものではない。	商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類において明らかな誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。 商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、かつ当事者に通知しなければならない。 第一項 でいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実体的な内容に係るものではない。	改正
第四章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾	第四章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾	
第三十七条	第三十七条	
登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。	登録商標の有効期間は登録査定日から起算して10年とする。	保留
第三十八条	第三十八条	

<p>登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要がある場合は、期間満了前の6ヵ月以内に更新登録を出願しなければならない。この期間に出願できない場合は、6ヵ月の延長期間を与えることができる。延長期間が満了しても出願を提出しない場合は、その登録商標を取消す。</p> <p>毎回の更新登録の有効期間は10年とする。</p> <p>更新登録は許可された後、公告する。</p>	<p>登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要がある場合は、期間満了前の6ヶ月以内に更新登録を出願しなければならない。この期間に出願できない場合は、6ヶ月の延長期間を与えることができる。延長期間が満了しても出願を提出しない場合は、その登録商標を取消す。</p> <p>毎回の更新登録の有効期間は10年とする。</p> <p>更新登録は許可された後に、公告する。</p>	<p>保留</p>
<p>第二十三条</p>	<p>第三十九条</p>	
<p>登録商標が登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合には、変更出願を提出しなければならない。</p>	<p>商標登録出願又は登録商標が出願人又は登録者の名義、住所又はその他の申請、登録事項を変更する必要がある場合には、変更出願を提出しなければならない。</p> <p>商標登録者の名義又は住所を変更する場合、商標登録者はそのすべての登録商標を一括変更しなければならない。一括変更しない場合、商標局は、限定された期限までに是正するよう通知する。期限が満了になっても是正しない場合は、変更出願が放棄されたものとみなし、商標局は申請者に通知しなければならない。</p>	<p>改正</p>
<p>第三十九条</p>	<p>第四十条</p>	
<p>登録商標を譲渡する場合は、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同で商標局に申請しなければならない。譲受人は登録商標が使用される商品の品質を確保しなければならない。</p> <p>登録商標の譲渡は、許可された後公告される。譲受人は公告日より商標専用権を享有する。</p>	<p>登録商標を譲渡する場合は、譲渡人と譲受人は共同で商標局に申請しなければならない。譲受人は登録商標が使用される商品の品質を確保しなければならない。</p> <p>登録商標の譲渡が許可された後、関連証明を発行し、かつ公告する。譲受人は公告日より商標専用権を享有する。</p> <p>登録商標を譲渡する場合、商標の登録者は、同一種別又は類似する商品において登録した同一又は近似する商標を一括譲渡しなければならない。一括譲渡しなかった場合、商標局は限定された期限までに是正するよう通知する。期限が満了になっても是正しない場合は、当該登録商標の譲渡申請が放棄されたものとみなし、商標局は申請者に通知しなければならない。</p> <p>誤認、混同又はその他良くない影響を生じ</p>	<p>改正</p>

	るおそれのある登録商標の譲渡申請について、商標局は許可しないものとし、申請者に通知し、理由を説明する。	
	第四十一条	
	<p>登録商標専用権が譲渡以外のその他の事由により移転が発生する場合、当該登録商標専用権の移転を受ける当事者は関連証明書類又は法律書類をもって商標局で登録商標専用権の移転手続を行なければならない。商標局は許可した後、関連証明を発行し、かつ公告する。譲受人は公告日から商標専用権を享有する。</p> <p>登録商標専用権が移転される場合、登録商標の専用権者は、同一種別又は類似する商品において登録した同一又は近似する商標を一括移転しなければならない。一括移転しなかった場合、商標局は限定した期限まで是正するよう通知する。期限が満了になっても是正しない場合は、当該登録商標の移転申請が放棄されたものとみなし、商標局は申請者に通知しなければならない。</p>	条例の昇格
第四十条	第四十二条	
<p>商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は、その登録商標を使用する被許諾者の商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>他人の登録商標の使用が許諾されている場合は、当該登録商標を使用している商品において、被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。</p> <p>商標使用許諾の契約は商標局に届出なければならない。</p>	<p>商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は、その登録商標を使用する被許諾者の商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>他人の登録商標の使用が許諾されている場合は、当該登録商標を使用している商品において、被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。</p> <p>他人に登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は当該商標の使用許諾を商標局に届け出なければならない。届出たものは、第三者に対抗できる。</p>	改正
第五章 登録商標争議の裁定	第五章 商標登録の審判	
第三十二条	第四十三条	

<p>出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に審判を請求することができ、商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。</p> <p>当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>商標登録出願人が商標局の拒絶決定に対して不服がある場合、通知を受け取った日から30日以内に商標評審委員会に復審を申し立てることができ、商標評審委員会は決定を下す。</p>	<p>改正</p>
<p>第三十条</p>	<p>第四十四条</p>	
<p>初歩審定された商標について、その公告の日から3月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。</p>	<p>出願に係る商標が本法第十三条、第十五条、第十六条、第三十条第(一)号、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第九条第二項の規定に違反した場合に、先行権利者又は利害関係者は初歩審定公告日より3ヶ月以内に、商標評審委員会に対して異議申立を行うことができる。</p>	<p>改正</p>
<p>第三十四条</p>	<p>第四十五条</p>	
<p>当事者が法定の期限内に商標局の異議裁定に対して再審を請求しないか、又は商標評審委員会の裁定に対して人民法院に訴えを提起しない場合、裁定は効力を生じる。</p> <p>裁定により異議が成立しない場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。異議が成立するときは、登録を認めない。</p> <p>裁定した結果により、異議が成立せず登録を許可し、かつ公告を行った場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、当該商標の初歩審定公告の3ヶ月の期間の満了日より起算する。</p>	<p>当事者は法定の期限内に、商標評審委員会による異議裁定について人民法院に提訴しない場合、裁定は効力を生じる。</p> <p>裁定により異議が成立した場合、登録を許可しない。使用が指定された一部の商品のみ異議が成立した場合、当該一部の商品における登録を許可しないものとし、それ以外の部分の商品における登録を許可する。</p> <p>裁定した結果により、異議が成立せず登録を許可し、かつ公告を行った場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、当該商標の初歩審定公告の3ヶ月の期間の満了日より起算する。</p>	<p>改正</p>
<p>第四十一条</p>	<p>第四十六条</p>	
<p>登録された商標が本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録を得た場合は、商標局は当該登録商標を取消す。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に対して当該登録商標の取消し裁定</p>	<p>登録された商標が本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録を得た場合は、商標局は当該登録商標を取消す。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に対して当該登録商標の取消し裁定</p>	<p>改正</p>

<p>を請求することができる。</p> <p>登録された商標が本法第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会に対して当該登録商標の取消し裁定を請求することができる。悪意による登録、馳名商標の所有者は5年の期間制限を受けない。</p> <p>前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合は、その商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。</p> <p>商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁を行うよう求めなければならない。</p>	<p>を請求することができる。</p> <p>登録された商標が本法第十三条、第十五条、第十六条、第三十条第(一)号、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第九条第二項の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は商標評審委員会に対して当該登録商標の取消し裁定を請求することができる。悪意による登録、馳名商標の所有者は5年の期間制限を受けない。</p> <p>商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ限定した期間までに答弁を行うよう求めなければならない。</p>	
	第四十七条	
	<p>登録商標は、本法第四十六条に基づいて取り消された場合、当該商標の専用権は最初から無効となる。</p> <p>取消しに関する商標評審委員会の発効した裁定は、当該裁定の発効前に人民法院又は工商行政管理部門が行ったものでかつ執行された商標紛争案件に対する判決又は決定、及び既に履行された商標使用許諾契約については遡及力を持たない。ただし、商標の登録者が悪意により他人に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。</p>	条例の昇格
第三十三条	第四十八条	
<p>初歩審定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、裁定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は裁定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。</p> <p>当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内</p>	<p>商標評審委員会は商標審判案件の審理に当たって、当事者による審判申立及び答弁における事実、理由と請求に対して裁定を行わなければならない。</p> <p>商標評審委員会は商標審判案件を審理する際に、以下に掲げる商標権の確定に係わる事由について、商標の審査及び審理の基準に基づいて合理的な裁量を行わなければならない。</p> <p>(一) 登録出願に係る商標が本法第十条にいう状況に該当するか。</p> <p>(二) 登録出願に係る商標が本法第十一条</p>	改正

<p>に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審段階での相手方当事者に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>	<p>にいう状況に該当するか。 (三) 登録出願に係る商標が本法第十二条にいう状況に該当するか。 (四) 登録出願に係る商標と先行商標が同一又は近似する商標を構成するか。 (五) 登録出願に係る商標と先行商標が使用する商品又は役務が同一又は類似する商品又は役務を構成するか。</p>	
<p>第四十二条</p>	<p>第四十九条</p>	
<p>異議申立を経て登録許可された商標については、同一の事実及び理由で再び裁定を請求することはできない。</p>	<p>商標評審委員会が商標審判請求に対し既に裁定を行った場合は、何人も同一の事実及び理由により再び審判を申請することはできない。</p>	<p>改正</p>
<p>第四十三条</p>	<p>第五十条</p>	
<p>商標評審委員会は、争いがある登録商標の維持又は取消を裁定した後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。 当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は商標裁定手続きの相手側の当事者に第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>	<p>商標評審委員会は、商標登録審判案件に対し行った決定及び裁定を、関係する当事者に通知しなければならない。当事者は商標評審委員会の決定又は裁定に不服がある場合、当該通知を受け取った日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができ、人民法院は商標裁定手続きの相手当事者に、参加人として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。 人民法院は商標評審委員会による決定又は裁定の適法性について審査を行う。</p>	<p>改正</p>
<p>第六章 商標使用の管理</p>	<p>第六章 商標使用の管理</p>	
<p>条例第三条、昇格、改正</p>	<p>第五十一条[商標の使用]</p>	
<p>商標法及び本条例にいう商標の使用は、商標を商品、商品の包装又は容器及び商品の取引書類に使用し、或いは商標を広告宣伝、展示及びその他のビジネス活動に使用することを含む</p>	<p>商標の使用は、 (一) 商品、商品の包装装飾又は容器、 (二) 役務又は役務に係わる物品、 (三) 商品又は役務の取引書類、 (四) 商品又は役務の広告宣伝、展示、 (五) インターネット、通信ネットワークなど電子媒体又はその他の媒体 (六) その他の商業活動 において商標を使用することを含む。</p>	<p>条例の昇格</p>
<p>第四十四条</p>	<p>第五十二条</p>	

<p>登録商標の使用において、次の各号に掲げる行為の一つがある場合は、商標局は期間を定めて是正を命じ、又はその登録商標を取消す。</p> <p>(一) 登録商標を許可なく変更した場合 (二) 登録商標の登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更した場合 (三) 登録商標を許可なしに譲渡した場合 (四) 継続して3年間使用しなかった場合</p>	<p>登録商標の使用において、次の各号に掲げる行為の一つがある場合は、商標局は期間を定めて是正を命じ、又はその登録商標を取消す。</p> <p>(一) 登録商標を許可なく変更した場合 (二) 登録商標の登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更した場合 (三) 登録商標を許可なく譲渡した場合 (四) 正当な理由がなく、連続して3年間使用しなかった場合 (五) 登録商標がその指定商品又は役務の一般名称になった場合</p> <p>前項(四)、(五)号に掲げた行為がある場合、何人も商標局に当該登録商標の取消しを申し立てることができる。前項(一)、(二)、(三)号に掲げた行為がある場合、行為者所在地の工商行政管理部門はそれを制止しなければならず、かつ罰金を科すことができる。</p>	改正
第四十五条	第五十三条	
<p>登録商標を使用している商品が粗製濫造され、粗悪品を優良品の代替としているもので、消費者を欺瞞している場合には、各クラスの工商行政管理部門は状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、警告又は罰金を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消すことができる。</p>	<p>登録商標を使用している商品が粗製濫造され、粗悪品を優良品の代替としているもので、消費者を欺瞞している場合には、各クラスの工商行政管理部門は状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、警告又は罰金を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消すことができる。</p>	保留
	第五十四条	
<p>本法第四十四条、第四十五条の規定に基づいて取り消された登録商標は、商標局が公告し、当該登録商標専用権は商標局が取り消し決定を行った日から消滅する。</p>	<p>本法第五十二条、第五十三条の規定に基づいて取り消された登録商標は、商標局が公告し、当該登録商標専用権は商標局が取消し決定を行った日から消滅する。</p>	条例の昇格
第四十九条	第五十五条	
<p>商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、請求人に書面で通知する。</p> <p>当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>当事者は、商標局が本法第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条、第五十二条、第五十三条の規定に基づいて行なった決定に対して不服がある場合、通知を受け取った日から30日以内に人民法院に提訴することができる。</p>	改正

る。		
第四十六条	第五十六条	
登録商標が取消され又は期間満了後に更新されない場合は、その取消又は登録抹消の日から1年以内は、商標局は当該商標と同一又は類似の商標登録を許可しない。	登録商標が取消され又は期間満了後に更新されない場合は、その取消又は登録抹消の日から1年以内は、商標局は 他人による 当該商標と同一又は近似の商標登録を許可しないが、 当該登録商標が連続して3年間使用を停止したことにより取り消されている場合は除く。	改正
第四十七条	第五十七条	
本法第六条の規定に違反した場合は、地方の工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができる。	本法第六条の規定に違反した場合は、地方の工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができる。	保留
第四十八条	第五十八条	
未登録商標を使用し、以下各号に掲げる行為の一つがある場合は、地方の工商行政管理部門はこれを制止し、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。 (一) 登録商標を偽った場合 (二) 本法第十条の規定に違反した場合 (三) 粗製濫造され、粗悪品を優良品の代替としているもので、消費者を欺瞞しているとき	未登録商標を使用し、以下各号に掲げる行為の一つがある場合は、地方の工商行政管理部門はこれを制止し、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。 (一) 登録商標を偽った場合 (二) 本法第十条の規定に違反した場合 (三) 粗製濫造され、粗悪品を優良品の代替としているもので、消費者を欺瞞している場合	保留
	第五十九条	
	本法第四十二条の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門が是正を命じるものとし、かつ罰金を科すことができる。	新規追加
第五十条	第六十条	
工商行政管理部門が本法第四十五条、第四十七条、第四十八条の規定に基づき下した罰金の決定に対し、当事者に不服がある場合は、通知を受け取った日から15日以内に人民法院に提訴することができる。期間が満了しても提訴しない、決定も履行しない場合は、関係する工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求する。	工商行政管理部門が本法第五十二条、 第五十三条、第五十七条、第五十八条、第五十九条 の規定に基づき下した 処罰決定 に対し、当事者に不服がある場合は、 処罰決定 を受け取った日から 30日 以内に、人民法院に提訴することができる。期間が満了しても提訴しない、決定も履行しない場合は、 処罰決定 を行った工商行政管理部門は人民法院に強制執	改正

	行を請求する。	
第七章 登録商標専用権の保護	第七章 登録商標専用権の保護	
第五十一条	第六十一条	
登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を指定した商品に限られる。	登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を指定した商品に限られる。	保留
第五十二条	第六十二条	
<p>以下各号に掲げる行為の一つがある場合は、登録商標専用権の侵害に該当する。</p> <p>(一) 商標の登録者による許諾を得ずに、同一種別の商品又は類似する商品にその登録商標と同一、又は類似する商標を使用している場合</p> <p>(二) 登録商標専用権の侵害商品を販売している場合</p> <p>(三) 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造した場合、若しくは偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売している場合</p> <p>(四) 商標の登録者による同意を得ずに、その登録商標を交換し、かつ当該商標の交換された商品を市場に投入した場合</p> <p>(五) 他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらす場合</p>	<p>以下各号に掲げる行為の一つがある場合は、登録商標専用権の侵害に該当する。</p> <p>(一) 商標の登録者による許諾を得ずに、同一種別の商品又は類似する商品にその登録商標と同一、又は類似する商標を使用している場合</p> <p>(二) 登録商標専用権の侵害商品を販売している場合</p> <p>(三) 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造した場合、若しくは偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売している場合</p> <p>(四) 商標の登録者による同意を得ずに、その登録商標を交換し、かつ当該商標の交換された商品を市場に投入した場合</p> <p>(五) 同一種別又は類似する商品において、他人の登録商標と同一又は近似する標識を商品名称又は商品の装飾として使用し、公衆に混同を生じさせるおそれがある場合</p> <p>(六) 他人の商標専用権を侵害する行為に対して、倉庫保管、輸送、郵送、隠匿、生産工具、生産技術又は経営場所などの便宜を故意に図り、或いは他人の登録商標と近似する商標標識を故意に製造又は販売している場合</p> <p>(七) 他人の登録商標と同一又は近似する文字を企業名称における商号として、同一又は類似する商品において目立つよう使用し、又はその他の方式によってその標識効果の使用を目立たせており、関連公衆に混同を</p>	改正

	<p>生じさせるおそれがある場合</p> <p>(八) 同一でない又は類似しない商品において使用された商標と、他人が既に中国で登録した馳名商標と同一又は近似しており、公衆を誤認させ、馳名商標の顕著性或いは名声を不正に利用する、若しくは損なうおそれがある場合</p> <p>(九) 他人の登録商標と同一又は近似する文字をドメイン名として登録し、かつ当該ドメイン名を介して関連商品の取引に係わる電子ビジネスを行い、関連公衆に混同を生じさせるおそれがある場合</p> <p>(十) 他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらす場合。</p>	
	第六十三条	
<p>商標所有者は自己の馳名商標が他人により企業名称として登記され、公衆を欺瞞し又は公衆に誤認を生じさせるおそれがあると認める場合、企業名称登記主管機関に当該企業名称の登記の取消しを請求することができる。企業名称登記主管機関は「企業名称登記管理規定」に従い、これを処理する。</p>	<p>方案一：商標の所有者は、他人が、その馳名商標を企業名称における商号として使用することにより、公衆を欺瞞し、若しくは公衆に誤解を引き起こすおそれがあると判断する場合には、人民法院に提訴するか、或いは省クラス以上の不正競争監督検査部門に処理するよう請求することができる。省クラス以上の不正競争監督検査部門が、当該企業名称は不正競争を構成すると認定した場合は、当該企業名称の使用停止を命じるか、若しくは企業名称の変更登録を命じるものとし、法令に違反して生産、販売する商品を没収、破棄し、違法所得を没収するものとし、かつ罰金を科すことができる。</p> <p>方案二：商標の所有者は、他人が、高い顕著性を有し、かつ一定の影響力を持つその登録商標を企業名称における商号として使用することにより、公衆を欺瞞し、若しくは公衆に誤解を引き起こすおそれがあると判断する場合には、人民法院に提訴するか、或いは省クラス以上の不正競争監督検査部門に処理するよう請求することができる。省クラス以上の不正競争監督検査部門が、当該企業名称は不正競争を構成すると認定した場合は、当該企業名称の使用停止を命じるか、若しくは企業名称の変更登録を命じるものとし、法令に違反して生産、販売する商品を没</p>	<p>条例の昇格</p>

	収、破棄し、違法所得を没収するものとし、かつ罰金を科すことができる。	
	第六十四条	
登録商標に含まれる当該商品の一般名称、図形、型番又は直接に商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示するもの、又は含まれている地名について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。	登録商標に含まれる当該商品の一般名称、図形、型番又は直接に商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示するもの、又は含まれている地名について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。 登録商標に含まれる商品自身の性質による形状、技術的効果を獲得するために必要な商品の形状、或いは商品に実質的な価値を持たせる形状について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。	条例の昇格
第五十三条	第六十五条	
本法第五十二条に掲げる登録商標専用権を侵害する行為の一つに当たり、係争が引き起こされた場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録権者又は利害関係者は人民法院に提訴するか、若しくは工商行政管理部門に処理を請求することができる。 登録商標専用権の侵害行為に対して、工商行政管理部門は法に基づいた調査・処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関に移送し、法に基づいて処理するものとする。	本法 第六十二条 に掲げた登録商標専用権を侵害する行為の一つに当たり、係争が引き起こされた場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標の登録者又は利害関係者は人民法院に提訴するか、若しくは工商行政管理部門に処理を請求することができる。 登録商標専用権の侵害行為に対して、工商行政管理部門は法に基づいた調査・処分を行う権限を有する。 省クラスの工商行政管理部門は地方の法規、規章の規程に基づいて著名商標の認定と保護の業務を行うことができる。 犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関に移送し、法に基づいて処理するものとする。	改正
第五十五条	第六十六条	
県クラス以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法容疑にかかる証拠又は通報に基づき、他人の登録商標専用権の侵害容疑にかかる行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。 (一) 関係当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること (二) 当事者の侵害行為に関係する契約、	県クラス以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法容疑にかかる証拠又は通報に基づき、他人の登録商標専用権の侵害容疑にかかる行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。 (一) 関連当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること (二) 当事者の侵害行為に関連する契約、	改正

<p>領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査・閲覧、複製すること</p> <p>(三) 当事者が他人の登録商標専用権の侵害容疑行為を行った場所を現場検証すること</p> <p>(四) 侵害行為に関連する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差し押さえることができる。</p> <p>工商行政管理部門が法に基づいて前項に規定した職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒絶、妨害してはならない。</p>	<p>領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査・閲覧、複製すること</p> <p>(三) 当事者が他人の登録商標専用権の侵害容疑行為を行った場所について現場検証すること</p> <p>(四) 侵害行動に関連する物品を検査すること。他人の登録商標専用権の侵害容疑のある物品、及び侵害行為の実施に使用される財物については封印、又は差し押さえることができる。</p> <p>工商行政管理部門が法に基づいて前項に規定した職権を行使する場合、当事者はこれに協力しなければならない。工商行政管理部門による公務執行を拒絶、妨害する者に対して、工商行政管理部門は罰金を科すことができる。</p> <p>工商行政管理部門は、案件の処理結果に影響し得る具体的な状況に基づき、案件の取調べを中止することができる。</p>	
<p>第五十三条</p>	<p>第六十七条</p>	
<p>工商行政管理部門は処理に当たって、侵害行為が成立すると認定したときは、侵害行為の即時停止を命じ、侵害商品及び侵害商品の製造、登録商標標識の偽造に専門的に用いられた道具を没収、廃棄するものとし、かつ罰金を科すことができる。当事者が処理の決定に不服がある場合、処理通知を受け取った日から15日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。侵害者が期日満了までに提訴せず、又はその決定を履行しない場合は、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を行う工商行政管理部門は、当事者の請求に基づいて、商標専用権の侵害に係る損害賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて、人民法院に提訴することができる。</p>	<p>工商行政管理部門は、侵害行為が成立すると認定した場合は、侵害行為の即時停止を命じ、侵害商品、侵害行為の実施に使用される財物、及び侵害商品の製造や登録商標標識の偽造に主に使用される工具を没収、廃棄するものとし、かつ罰金を科すことができる。工商行政管理部門は商標の侵害行為を2回以上に行った者に対して、より厳重な処罰を科さなければならない。</p> <p>当事者が処理の決定に不服がある場合、処理通知を受け取った日から60日以内に、上級行政機関に対し行政不服申立を提出するか、若しくは処理通知を受け取った日から30日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。侵害者が期日満了までに提訴せず、又はその決定を履行しない場合は、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を行う工商行政管理部門は、当事者の請求に基づいて、商標専用権の侵害に係る損害賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は「中</p>	<p>改正</p>

	華人民共和国民事訴訟法」に基づいて、人民法院に提訴することができる。	
第五十六条	第六十八条	
<p>商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間にその侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害された期間にその侵害を被ったことにより受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含む。</p> <p>前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害を被ったことにより受けた損失を確定することが困難な場合は、人民法院は権利侵害行為の情状に基づき 50 万元以下の損害賠償を命ずる。</p> <p>登録商標専用権の侵害製品であることを知らずに販売した者は、当該商品が自ら合法的に取得したことを証明し、かつ提供者を説明できる場合には、賠償責任を負わない。</p>	<p>商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間にその侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害された期間にその侵害を被ったことにより受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含む。</p> <p>前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害を被ったことにより受けた損失を確定することが困難な場合は、人民法院は侵害行為の情状に基づき 100 万元以下の賠償額を判決する。</p> <p>登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売した者は、当該商品が自ら合法的に取得したことを証明し、かつ提供者を説明できる場合は、賠償責任を負わない。</p> <p>登録商標専用権者は賠償を請求するとき、これより以前3年以内において当該登録商標を使用した証拠、及びその他の証拠を提供しなければならない。</p>	改正
第五十七条	第六十九条	
<p>商標の登録者又は利害関係者は、他人がその登録商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を被るおそれがある場合には、提訴する前に、人民法院に關係行為のさし止めと財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。</p> <p>人民法院は前項の請求を処理するにあたり、「中華人民共和国民事訴訟法」第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する。</p>	<p>商標の登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を被るおそれがある場合には、提訴する前に、人民法院に關係行為の差し止めと財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。</p> <p>人民法院は前項の請求を処理するにあたり、「中華人民共和国民事訴訟法」第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する。</p>	保留

第五十八条	第七十条	
<p>侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性があり、又は今後の入手が困難である場合、商標の登録者又は利害関係者は提訴する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。</p> <p>人民法院は当該請求を受理した後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければならない。</p> <p>人民法院は請求人に担保の提供を命じることができ、請求人が担保を提出しない場合には、当該請求を却下する。</p> <p>請求人が、人民法院が保全措置を採用してから15日以内に提えを提起しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。</p>	<p>侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性があり、又は今後の入手が困難である場合、商標の登録者又は利害関係者は提訴する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。</p> <p>人民法院は当該請求を受理した後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければならない。</p> <p>人民法院は請求人に担保の提供を命じることができ、請求人が担保を提出しない場合には、当該請求を却下する。</p> <p>請求人が、人民法院が保全措置を採用してから15日以内に提えを提起しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。</p>	保留
第五十九条	第七十一条	
<p>商標の登録権の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追求する。</p> <p>他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品と知りながら当該商品を販売することにより犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>商標の登録者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造、無断で製造した登録商標の標識を販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>登録商標を盗用した偽造商品と知りながら当該商品を販売することにより犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p>	保留
第六十条	第七十二条	
<p>商標の登録、管理及び審判業務に従事する国家公務員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>商標局、商標評審委員会及び商標登録・管理、審判業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>	<p>商標の登録、管理及び審判業務に従事する国家公務員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>商標局、商標評審委員会及び商標登録・管理、審判業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>	改正

第六十一条	第七十三条	
<p>工商行政管理当局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国家公務員に対し、法律及び行政法規の執行、規則の遵守についての状況を監督、点検しなければならない。</p>	<p>工商行政管理当局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び審判業務を責務とする国家公務員に対し、法律及び行政法規の執行、規則の遵守の状況を監督、点検しなければならない。</p>	改正
第六十二条	第七十四条	
<p>商標登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び審判を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合は、法に基づいた刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合には、法に基づいた行政処分を与える。</p>	<p>商標登録、管理及び審判業務に従事する国家公務員で、職務怠慢、職権濫用、私利追求や不正加担などの行為を行い、商標の登録、管理及び審判を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼる者は、犯罪を構成しない場合には、法に基づいた行政処分を与える。犯罪を構成する場合は、法に基づいた刑事責任を追及する。</p>	改正
第八章 附則	第八章 附則	
第六十三条	第七十五条	
<p>商標登録出願及びその他の商標事務を行う場合は、費用を納付しなければならない。具体的な費用の基準は別に定める。</p>	<p>商標登録出願及びその他の商標事務を行う場合は、費用を納付しなければならない。具体的な費用徴収項目及び基準は国家工商行政管理部門と国务院財政部門、価格主管部門と共同で規定して、公布する。</p>	改正
	第七十六条	
<p>商標局は「商標登録原簿」を設置し、登録商標及び関連登録事項を記載する。 商標局は「商標公告」を發布し、商標登録及びその他の関連事項を掲載する。</p>	<p>商標局は「商標登録原簿」を設置し、登録商標及び関連する登録事項を記載する。 商標局は「商標公告」を發表し、商標登録及びその他の関連事項を掲載する。 商標局は電子又は紙による「商標登録原簿」、「商標公告」と商標ファイルの作成、管理に責任を負う。 当事者の商業機密に係わるものを除き、商標局は商標出願と登録に関連する情報を公開し、一般の閲覧用に供しなければならない。</p>	条例の昇格
	第七十七条	

	<p>商標登録証及び関連証明は、権利者が登録商標専用権を享有する証明である。商標登録証に記載される登録事項は「商標登録原簿」と一致しなければならない。記載が一致しない場合、「商標登録原簿」に確かに誤りがあることを証明できる証拠がある場合を除き、「商標登録原簿」を基準とする。</p>	新規追加
	第七十八条	
	<p>本法の修正案の実施前に提出された各種の商標登録出願に係わる法令適用問題は、国務院工商行政管理部門が別途制定する。</p>	新規追加
第六十四条	第七十九条	
<p>この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定は、この法律と抵触するときは、同時に失効する。</p> <p>この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>	<p>この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定は、この法律と抵触するときは、同時に失効する。</p> <p>この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>	保留